

保健予防課

災害時の緊急医療救護所に関する協定の締結について

1 目的

港区地域防災計画では、発災直後から超急性期（72時間）までの間、緊急医療救護所を病院敷地等近接地に設置し、医療の確保をすることとなっています。本来、緊急医療救護所は区が設置するものですが、発災直後からの迅速性が求められることから、区は区内病院と緊急医療救護所の開設及び運営について協定を締結し、災害発生時における医療の確実な確保に向けて体制を整備します。

2 協定締結日（予定）

令和元年11月11日（月）

3 協定締結の相手方

区内12病院

災害拠点病院 (主に重症者対応)	東京都済生会中央病院
	東京慈恵会医科大学附属病院
	北里大学北里研究所病院
災害拠点連携病院 (主に中等症者対応)	虎の門病院
	国際医療福祉大学三田病院
	JCHO 東京高輪病院
災害医療支援病院 (軽症者・慢性疾患等対応)	心臓血管研究所附属病院
	愛育病院
	山王病院
	古川橋病院
	赤坂見附前田病院
	東京大学医科学研究所附属病院

4 協定内容

- (1) 緊急医療救護所の開設及び運営への協力
- (2) 医薬品・医療資機材の購入及び保管・管理への協力

5 区民への周知

区ホームページにより周知します。